

29核管東第 058号
平成 29年 7月 5日

原子力規制委員会原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター
所長 小林 琢

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の軽易な変更について

標記の件について、原子力規制庁の組織変更に伴い、東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の「緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の一部を下記のとおり変更しますのでご連絡致します。

記

変更箇所と内容

1. 別図-3「緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の
 - (1)「原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会）」を「原子力規制委員会（原子力規制庁緊急事案対策室）」に変更する。
 - (2)「茨城地方放射線モニタリング対策官」を「上席放射線防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所）」に変更する。
 - (3)「原子力規制庁放射線対策・保障措置課保障措置室」を「原子力規制庁放射線防護企画課保障措置室」に変更する。
2. 別図-4「運搬時の緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の
 - (1)「原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会）」を「原子力規制委員会（原子力規制庁緊急事案対策室）」に変更する。
 - (2)「原子力規制庁放射線対策・保障措置課保障措置室」を「原子力規制庁放射線防護企画課保障措置室」に変更する。

以上

添付資料

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画変更箇所の新旧対照表

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画変更箇所の新旧対照表

変更前	変更後	変更理由等
<p>緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図</p> <p>緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図</p> <p>別図-3</p> <p>緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図</p> <p>内閣府（内閣総理大臣）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※原子力規制官原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会） ※茨城県知事（茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課） ※東海村長（東海村村民生活部防災原子力安全課） ※原子力防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所） 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会*1 (オフサイトセンター) 上席放射線防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所）*3 原子力規制官緊急時対応センター（ERC） 原子力災害対策本部*1 <p>内閣官房（内閣情報統括官）</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣官房（内閣情報統括官セントラル及び 原子力規制官放射線防護企画課障害措置室） 内閣官房（内閣情報統括官セントラル及び 原子力規制官放射線対策・保障措置課） 内閣府（内閣情報統括官セントラル及び 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付） 消防庁（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付） 茨城県生活環境部防災・危機管理課 (電話第1報のみ、FAX)*2 ひたちなか市民生活部生活安全課 日立市総務部生活安全課 常陸太田市総務部防災対策課 水戸市市民協働部地域安全課 那珂市市民生活部防災課 常陸大宮市民部安全まちづくり推進課 茨城県警察本部警備部警備課 ひたちなか警察署警備課 ひたちなか警察署東海地区交番 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 茨城海上保安部警備救難課 水戸労働基準監督署 <p>広報班</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>内閣官房（内閣総理大臣）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※原子力規制官原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会） ※茨城県知事（茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課） ※東海村長（東海村村民生活部防災原子力安全課） ※原子力防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所） 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会*1 (オフサイトセンター) 上席放射線防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所）*3 原子力規制官緊急時対応センター（ERC） 原子力災害対策本部*1 <p>内閣官房（内閣情報統括官）</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣官房（内閣情報統括官セントラル及び 原子力規制官放射線防護企画課障害措置室） 内閣官房（内閣情報統括官セントラル及び 原子力規制官放射線対策・保障措置課） 内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付） 消防庁（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付） 茨城県生活環境部防災・危機管理課 (電話第1報のみ、FAX)*2 ひたちなか市民生活部生活安全課 日立市総務部生活安全課 常陸太田市総務部防災対策課 水戸市市民協働部地域安全課 那珂市市民生活部防災課 常陸大宮市民部安全まちづくり推進課 茨城県警察本部警備部警備課 ひたちなか警察署警備課 ひたちなか警察署東海地区交番 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 茨城海上保安部警備救難課 水戸労働基準監督署 <p>広報班</p> <p>原子力防災管理者</p>		

注1 * 1 : 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先

注2 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。
なお、*2については括弧書きに従う。

注3 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先（事象に応じて通報・連絡先を上記より追加）

注4 *3:施設敷地緊急事態（10条）及び全面緊急事態（15条）が発生した場合の通報・連絡先

東海保険措置センター原子力事業者防災業務計画変更箇所の新旧対照表

変更前	変更後	変更理由等
<p>運搬実施責任者</p> <p>(第1報)</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する海上保安部</p>	<p>運搬実施責任者</p> <p>(第1報)</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>内閣府（内閣総理大臣）</p> <p>※原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会）</p> <p>国土交通大臣（国土交通省自動車局環境政策課）</p> <p>※事象発生場所を管轄する都道府県知事</p> <p>※事象発生場所を管轄する市町村長</p> <p>原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）</p> <p>原子力災害対策本部*1</p> <p>原子力規制庁放射線対策・保障措置課・保障措置室</p> <p>内閣官房（内閣情報集約センター及び内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）</p> <p>内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付）</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>内閣府（内閣総理大臣）</p> <p>※原子力規制委員会（原子力規制庁緊急事案対策室）</p> <p>国土交通大臣（国土交通省自動車局環境政策課）</p> <p>※事象発生場所を管轄する都道府県知事</p> <p>※事象発生場所を管轄する市町村長</p> <p>原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）</p> <p>原子力災害対策本部*1</p> <p>原子力規制庁放射線防護企画課・保障措置室</p> <p>内閣官房（内閣情報集約センター及び内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）</p> <p>内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付）</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p>	<p>別図-4</p> <p>別図-4</p> <p>注1 * 1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先 茨城県内運搬時の事象発生に係る広報班からの連絡先は別図-3による。</p> <p>注2 茨城県内運搬時の事象発生に係る広報班からの第1報は電話による。</p> <p>注3 運搬実施責任者からの第1報は電話による。</p> <p>注4 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。</p> <p>注5 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先（事象に応じて通報・連絡先を上記より追加）</p>